

◆□◆◆□ 群馬産業保健推進連絡事務所 メルマガ第 56 号 ◆□◆◆□

□◆□◆□ ホームページ <http://www.gummasanpo.jp/> □◆□◆□



このメールマガジンは群馬産業保健推進連絡事務所のホームページに掲載された新着情報やその他の産業保健情報について配信しています。

目 次

1. 当連絡事務所の調査研究が朝日新聞に掲載されました
2. 産業保健相談事例のご紹介
3. 産業保健セミナー(8・9月の予定)のご案内
4. 7月のセミナー結果
5. 関係機関の動き

当連絡事務所の調査研究が朝日新聞に掲載されました

平成23年度独立行政法人労働者健康福祉機構の助成を受け群馬産業保健推進センター(現連絡事務所)において行われた調査研究の結果が平成24年7月6日(金)の朝日新聞群馬版に『県内の男性サラリーマン職場のストレス急増』というタイトルで掲載されました。

同調査研究は埼玉大学教育学部教授竹内一夫先生(当連絡事務所相談員)を主任研究員とし1998年、2008年と過去2回行われており今回が3回目の調査となります。

新聞記事を添付いたしますので、ご一読ください。

<http://www.gummasanpo.jp/topics/H23.chousakenkyuu.pdf>

産業保健相談事例のご紹介

産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する相談業務を実施しています。

当連絡事務所に寄せられた相談事例を紹介します。

Q. 有機溶剤中毒予防規則にある適用除外について教えてください。

A. 有機溶剤中毒予防規則において適用除外は第2条と第3条に謳われております。

第2条は、設備の設置及び性能、作業主任者、掲示及び表示、タンク内作業、保護具等有機溶剤業務を行う都度必要とする措置を規定したものに限られ、健康診断や作業環境測定のように一定期間ごとに行う措置に関しては除外対象となりません。

第3条は、健康診断、作業環境測定も含むすべてが除外対象となります。

適用除外にするには

第2条、第3条ともにその使用量により除外となるかどうか判断します。

第2条では

屋内作業場のうちタンク内部等(通風が不十分な場所)以外の場所においては、作業時間1時間に消費する有機溶剤の量が有機溶剤の許容消費量を超えないとき。

タンク内部等の場所においては1日に消費する有機溶剤の量が有機溶剤の許容消費量を超えないとき。

第3条では

内容的には第2条とほぼ同じであるが、常態的に超えないときとされています。

* 有機溶剤の許容消費量は有機溶剤の区分によりそれぞれ計算式が異なります。

第1種有機溶剤 $W = 1/15 \times A$

第2種有機溶剤 $W = 2/5 \times A$

第3種有機溶剤 $W = 3/2 \times A$

W: 有機溶剤の許容消費量(g)

A: 作業場の面積(m²) (床上 4m以上は除外、150 m²を超える場合は 150 m²とする)

第2条の適用除外に関しては消費量が有機溶剤の許容消費量を超えていなければ特に申請等の必要はありません。

第3条の適用除外(健康診断、作業環境測定)をする場合には所轄の労働基準監督署長の認定を受ける必要があります。(認定の申請手続きについては第4条)

産業保健セミナー(8・9月の予定)のご案内

当連絡事務所の産業保健セミナー(8・9月分)を掲載します。

受講料・教材費は無料です。

* セミナーは、できるだけ計画通り実施したいと考えていますが、電力事情や会場等の都合により、研修の中止や日程・会場の変更をすることがあります。

☆お申し込み・詳細につきましてはホームページをご覧ください☆

⇒ <http://www.gummasanpo.jp/seminar/index.html>

(申し込みいただいた後の変更については、連絡先がはっきりしている方には、連絡事務所からご連絡いたします。)

日 程	テーマ	開催場所
☆産業医研修		
9月27日(木)	『歯科保健から考える生活習慣病』	前橋
☆メンタルヘルス対策セミナー		
8月 9日(木)	『メンタルヘルス不調の予防とポイント(その1)』	太田
8月21日(火)	『パーソナリティーの評価と病理』	前橋
9月19日(水)	『対話法について(対話のコツ)』	太田
9月20日(木)	『メンタルヘルス不調の従業員への 対応と職場復帰支援のポイント』	前橋
☆健康保持増進対策セミナー		
8月2日(木)	『健診データのまとめ方と活用』	前橋
☆作業環境管理対策セミナー		
8月23日(木)	『化学物質の危険と安全対策』	前橋
9月14日(金)	『VDT 作業における労働衛生管理 ～注意点の復習～』	前橋

7月のセミナー結果

◎認定産業医研修

テーマ：『産業医の職務』(産業医 生涯 専門 2)

開催日時：7月17日(火)15:00～17:00

会場：前橋テルサ けやき

講師：月岡 関夫 氏(群馬産業保健推進連絡事務所 産業医学担当相談員)

参加者：23名

内 容：産業医の職務として基本であり最も重要なもの労働衛生安全規則第15条に謳われている職場巡視であり、また、健康診断およびその事後措置です。それに加えて、現在では過重労働やメンタルの問題等多様化してきています。

ご自身の経験を交えながら職場巡視のポイント、重要性また、産業医としてどうあるべきかについてお話いただきました。

実際の経験をお話いただき非常に参考になったとの意見が多数ありました。



◎メンタルヘルス対策セミナー

テ ー マ : 『モラルハラスメント対策について』

開催日時 : 7月 2日(月)14:00～16:00

会 場 : 太田市学習文化センター 第2研修室

講 師 : 羽鳥 裕明 氏(寺子屋心理カウンセリングルーム 所長)

参 加 者 : 8名

内 容 : 最近メンタル不調の原因として職場でのいじめが問題になっています。

外傷等が残る肉体的暴力は顕在化しやすいが、言動や態度等によって行われる精神的な暴力(モラルハラスメント)は見えづらいため長い間潜在化していることもあります。

今回の研修ではモラルハラスメントの基礎と対策について、交流パターンの事例等を交えながらわかり易くお話いただきました。

参加者からは、「交流パターンの説明により、具体的で分かり易かった」との意見を頂きました。



テ ー マ : 『メンタルヘルス不全者の早期発見・早期介入(応用編)』

開催日時 : 7月11日(水)14:00～16:00

会 場 : 群馬県公社総合ビル 1階東研修室

講 師 : 竹内 一夫 氏(埼玉大学 教育学部教授、当連絡事務所 相談員)

参 加 者 : 19名

内 容 : 6月20日に実施した基礎編に引き続いての応用編ということで、メンタルヘルス不調者の早期発見、早期介入のため、具体的なケースを挙げて説明が行われました。

受講者の8割以上が基礎編も受講された方で、さらなる応用編の開催を希望する声がありました。



テ ー マ : 『最近の『うつ』と睡眠』

開催日時 : 7月13日(金)14:00～16:00

会 場 : 太田市学習文化センター 第2研修室

講 師 : 嶋方 喜斌 氏(カウンセリングルーム「雨あがり」主宰)

参 加 者 : 10名

内 容 : 最近は、睡眠の不調から「うつ症状」を発症しているような事例が増えています。

また、休職者が復職にあたっての一番の課題は睡眠のコントロールです。睡眠の重要性と睡眠障害の克服について、わかり易くお話いただきました。また、ご自身が取り組んでこられた事例を通して受講者を交えながら検討が行われました。

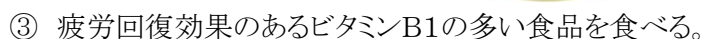
参加者からは、「睡眠障害について、じっくり考えることができた」、「多くの改善事例を聞きたい」等の意見を頂きました。



-

じっとしていても汗がにじんでくるような暑さが連日続いておりますが、

夏バテしないために食事に気を付けましょう。



今年はウナギが高くなかなか食べられないので、代わりに冷やし豚しゃぶなどはいかがでしょう。

<http://www.gummasanpo.jp/melmag/index.html>

sanpo10@gummasanpo.jp

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966

電話:027-233-0026 FAX:027-233-9966